

ID: 739

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第9項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1542

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (受益者負担金) 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1543

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (受益者負担金) 第75条 3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1819

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (監督等) 第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 5015

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	監督処分
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
【根拠条文】 (監督処分等) 第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者 (3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
備考	

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 830

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1553

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (清算金の徴収及び交付) 第110条 3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1921

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (災害等防止措置命令) 第39条 市町村長は、前条第1項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなく、当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1923

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	推進法人に対する措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第2項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1924

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	推進法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第3項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日